

森林土木工事施工管理基準

令和6年8月最終改正反映

(令和6年8月1日以降の契約分から適用)

鹿児島県環境林務部

総 目 次

1 総則		
(1) 目的	・ ・ ・ ・ ・	1-1
(2) 適用	・ ・ ・ ・ ・	1-1
(3) 構成	・ ・ ・ ・ ・	1-1
(4) 管理の実施	・ ・ ・ ・ ・	1-1
(5) 管理項目及び方法	・ ・ ・ ・ ・	1-1
(6) 測定基準	・ ・ ・ ・ ・	1-1
(7) 規格値	・ ・ ・ ・ ・	1-1
(8) 資料の提出	・ ・ ・ ・ ・	1-1
2 工程管理		
(1) 工程管理基準	・ ・ ・ ・ ・	2-1
(2) 工事進捗の把握	・ ・ ・ ・ ・	2-1
(3) 実施工程表の作成に当たり考慮すべき条件	・ ・ ・ ・ ・	2-1
(参考資料)	・ ・ ・ ・ ・	2-2
3 品質管理		
(1) 品質管理基準	・ ・ ・ ・ ・	3-1
(2) 品質管理	・ ・ ・ ・ ・	3-1
(3) 品質管理の方法	・ ・ ・ ・ ・	3-1
(4) 品質管理資料のまとめ方	・ ・ ・ ・ ・	3-1
(5) その他留意事項	・ ・ ・ ・ ・	3-1
品質管理の試験項目及び規格値（目次）	・ ・ ・ ・ ・	3-2
4 出来形管理		
(1) 出来形管理基準	・ ・ ・ ・ ・	4-1
(2) 出来形管理の方法	・ ・ ・ ・ ・	4-1
(3) 出来形管理資料のまとめ方	・ ・ ・ ・ ・	4-1
(4) その他留意事項	・ ・ ・ ・ ・	4-1
出来形管理の測定項目及び規格値（目次）	・ ・ ・ ・ ・	4-2
5 写真管理		
(1) 写真管理基準	・ ・ ・ ・ ・	5-1
(2) 工事写真の分類	・ ・ ・ ・ ・	5-1
(3) 写真の色彩	・ ・ ・ ・ ・	5-1
(4) 写真の大きさ	・ ・ ・ ・ ・	5-1
(5) 写真管理資料のまとめ方	・ ・ ・ ・ ・	5-1
(6) 工事写真撮影基準	・ ・ ・ ・ ・	5-1
(7) その他	・ ・ ・ ・ ・	5-1
工事の写真管理について	・ ・ ・ ・ ・	5-2
写真撮影箇所一覧（目次）	・ ・ ・ ・ ・	5-3
撮影箇所一覧表（全体）	・ ・ ・ ・ ・	5-4
撮影箇所一覧表（品質管理）	・ ・ ・ ・ ・	5-5
撮影箇所一覧表（出来形管理）	・ ・ ・ ・ ・	5-7
6 品質管理・出来形管理様式		
（目次）	・ ・ ・ ・ ・	6-1
標準 1 品質・出来形管理総括表	・ ・ ・ ・ ・	6-2
標準 2 品質・出来形管理成果総括表	・ ・ ・ ・ ・	6-3
標準 3 試験成果一覧表（品質管理）	・ ・ ・ ・ ・	6-4
標準 4 測定成果一覧表（出来形管理）	・ ・ ・ ・ ・	6-5
標準 5 工程能力図	・ ・ ・ ・ ・	6-6
標準 6 工程能力図（コンクリート工）	・ ・ ・ ・ ・	6-7
標準 7 $\bar{X}$ -R 管理データシート	・ ・ ・ ・ ・	6-8
標準 8 $\bar{X}$ -R 管理図	・ ・ ・ ・ ・	6-9
標準 9 $\bar{X}$ -R _s -R _m 管理データシート	・ ・ ・ ・ ・	6-10
標準 10 $\bar{X}$ -R _s -R _m 管理図	・ ・ ・ ・ ・	6-11

保安林整備事業様式

様式 1	平面測量結果表	・ ・ ・ ・ ・	6-12
様式 2	苗木本数調査結果表	・ ・ ・ ・ ・	6-12
様式 3	枝落とし高さ測定結果表	・ ・ ・ ・ ・	6-13
様式 4	除伐率測定結果表	・ ・ ・ ・ ・	6-13
様式 5	本数整理伐選木結果表	・ ・ ・ ・ ・	6-14

別記

目次	・ ・ ・ ・ ・	別-1
（参考資料）ロックボルトの引抜試験	・ ・ ・ ・ ・	別-2
コンクリート耐久性向上対策	・ ・ ・ ・ ・	別-3
森林土木工事における保存処理木材の品質確認要領	・ ・ ・ ・ ・	別-11
レディーミクストコンクリート単位水量測定要領	・ ・ ・ ・ ・	別-18
土木コンクリート構造物の品質確保について	・ ・ ・ ・ ・	別-22
R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	・ ・ ・ ・ ・	別-23
T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領	・ ・ ・ ・ ・	別-49

1 総 則

1 総則

森林土木工事施工管理基準は、鹿児島県環境林務部制定森林土木工事共通仕様書に規定する森林土木工事の施工管理の基準を定めたものである。

(1) 目 的

この基準は、森林土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

(2) 適 用

この基準は、鹿児島県環境林務部が発注する森林土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員の承諾を得て他の方法によることができる。

(3) 構 成

森林土木工事施工管理基準は下記の構成による。

- 1 総則
- 2 工程管理
- 3 品質管理
- 4 出来形管理
- 5 写真管理

(4) 管理の実施

- (ア) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (イ) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (ウ) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (エ) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の要請に対し速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (オ) 受注者は、測定（試験）値が偏向する場合、バラツキが大きい場合又は規格値の範囲を外れる場合は、その原因を追求し監督職員と協議の上、手直し、補強、やり直し等の処理を行わなければならない。
- (カ) 受注者は、管理内容等に疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。

(5) 管理項目及び方法

- (ア) 工程管理
受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク(PERT)又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行う。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できる。
- (イ) 品質管理
受注者は、品質を品質管理に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。
この品質管理の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。
また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書又は監督職員の指示がある場合に実施するものとする。
- (ウ) 出来形管理
・工事の種類別、規模を問わず実施する。
・出来形管理は、設計値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表又は出来形管理図を作成し、出来形管理基準に基づき管理する。
・測定基準において、測定箇所数「〇〇につき1カ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。
- (エ) 写真管理
・写真管理は、工事の完成後では明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、工事着手前の状況、材料検収、品質確認、安全管理状況及び工事中の災害状況等を写真管理基準及び設計図書に基づいて行うものとし、工事の種類別、規模を問わず実施する。

(6) 測定基準

測定（試験・検査・計測）基準は管理箇所及び頻度を示したもので、これによりがたい場合は設計図書による。

(7) 規格値

- (ア) 規格値とは、設計仕様の数値と出来上がり数値との差の許容限界をいう。
- (イ) 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値について、すべて規格値を満足しなければならない。
- (ウ) 出来高に関係のある個々の測定値の平均値は、設計図書等の数値を下回ってはならない。
- (エ) 規格値の明示がないものについては、設計図書及び監督職員の指示による。

(8) 資料の提出

資料の提出は、鹿児島県電子納品ガイドライン（案）によるものとする。
成果品を紙で提出する場合は、監督職員と協議の上、原則1部提出するものとする。
監督職員が指示する資料については、指示する時期に指示する部数を提出する。

森林土木工事施工管理基準

昭和 5 2 年 4 月制定

平成 元年 4 月改定

平成 4 年 4 月改定

平成 8 年 4 月改定

平成 1 0 年 4 月改定

平成 1 4 年 4 月改定

平成 1 8 年 4 月改定

平成 2 3 年 4 月改定

平成 2 6 年 4 月改定

平成 2 8 年 4 月改定

平成 2 8 年 1 0 月一部改正

平成 2 9 年 1 0 月一部改正

平成 3 1 年 4 月改正

令和 4 年 4 月改正

令和 6 年 8 月改正

鹿児島県環境林務部工事監査